

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例案 補足資料

区民生活委員会資料
令和2年6月4日
区民生活部課税課

【令和2年1月23日総務省説明資料より作成】

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等(案) (令和3年度分以後の個人住民税について適用)

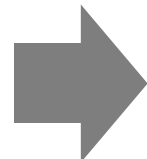
全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、
下記の2点を解消する改正を行う。

- 1 婚姻歴の有無による不公平
- 2 男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平

※ひとり親以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、
所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定

現 行

控除区分	扶養親族等	事由	所得制限	控除額
寡婦	あり	死別 生死不明等 離婚	なし	26万円
	なし	死別 生死不明等	500万円	
寡夫	子あり	死別 生死不明等 離婚		30万円
特別の寡婦				なし



改 正 後

控除区分	扶養親族等	事由	所得制限	控除額
寡婦	あり (子以外)	死別 生死不明等 離婚	500万円	26万円
	なし	死別 生死不明等		30万円
ひとり親	子あり	なし		なし

※全体について事実婚のチェックなし。

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。